

令和 2 年 6 月 29 日

障害者地域活動ホーム 施設長 各位  
多機能型拠点 施設長 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る  
貸館及びおもちゃ文庫等の運営に係る運用期間について（依頼）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、各施設で感染拡大防止の取組に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、市内の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る貸館及びおもちゃ文庫等の運用について（依頼）」（令和 2 年 5 月 29 日付健障サ第 1231 号）の運用については、令和 2 年 6 月 30 日をもって終了いたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底は引き続き求められていることから、利用者が密集・密接することのないよう、各施設で広さやレイアウト等に応じた利用人数の制限等の対策を行い、衛生管理を徹底した上で運営いただきますよう、お願いいたします。

添付資料

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る貸館及びおもちゃ文庫等の運用について（依頼）」  
（令和 2 年 5 月 29 日付健障サ第 1231 号）

担当 健康福祉局障害施設サービス課  
地域施設支援係 黒米、原、石井  
電話 6 7 1 - 2 4 1 6

健障サ第 1231 号  
令和 2 年 5 月 29 日

障害者地域活動ホーム 施設長 各位  
多機能型拠点 施設長 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る貸館及びおもちゃ文庫等の運用について（依頼）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、各施設で感染拡大防止の取組にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除を受け、神奈川県全域における緊急事態措置の実施が令和 2 年 5 月 25 日で解除となりました。

障害者地域活動ホーム及び多機能型拠点は、人工呼吸器や気管切開等の医療的ケアが必要な方も利用されていることから、当該施設で実施している貸館及びおもちゃ文庫等については、下記のとおりご対応いただきますよう、お願いいたします。

- 1 貸館及びおもちゃ文庫について  
当面の間、貸出又は利用を中止
- 2 その他  
訓練会については、利用者名簿に利用日時や体温等を記録するなどの対策を講じた上で実施

担当 健康福祉局障害施設サービス課  
地域施設支援係 黒米、原、石井  
電話 671-2416